

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 二次性骨折予防継続管理料3
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

(2024年11月1日時点)